

都道府県型 JP ドメイン名の実施計画に関する
JPNIC の DRP 検討委員会の検討結果に対する JPRS の考え方

2012年5月17日に、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)より、「2011年度 DRP 検討委員会追加諮問事項答申」(以下「答申」という)が公開されました。答申の検討事項(1)として、JPRS が「都道府県型 JP ドメイン名の新設」において優先登録申請を行うことができる者を登録商標の権利者に限定していることの是非についての検討結果が記載されていました。その内容について、JPRS にて吟味・検討した結果を JPRS の考え方としてまとめ、以下に示します。

▼1. 国際的な取扱いという観点

JPRS は、答申と同様の見解を有しています。さらに、gTLD において商号を優先登録申請の対象としていないのは、答申に記された「各国商号を横断的にチェックできるデータベースの不在」という背景に加え、対象とした場合、商号の総数が膨大であることや国間で商号の保護に関する制度が異なる等の理由により、優先登録の権利を過度に与え、また手続きや判断を複雑にするという背景もあるものと思われます。

▼2. JP-DRP と優先登録制度の制度趣旨の違いという観点

答申にあるように、JP-DRP においてドメイン名に関係する権利または正当な利益を有すると取り扱われる対象者と、優先登録制度においてドメイン名の優先登録の権利を持つと取り扱われる対象者に一定の整合性があることは意味があると考えます。また、サイバースクワッターでないことを証明するために必要な利益と優先登録制度により利益を与えられる者とは必ずしも一致する必要はないという点に関しても、答申の内容に同意します。

すなわち、優先登録制度が対象とする「あるドメイン名を他者に優先して登録する権利」と JP-DRP が対象とする「悪意でのドメイン名登録もしくは利用をされない権利」がどの程度整合すべきかが重要と考えます。優先登録制度は、悪意の有無に関わらず一定期間他者を排除して事前に登録できるという強い権利を与えるものであるため、過剰な優先制度とならないよう慎重な配慮が必要です。また、サイバースクワッティングが生じた場合には、JP-DRP による事後の解決も可能です。このことから、都道府県型 JP ドメイン名の優先登録制度においては、後述するように、登録商標権者と商号を登録している者との間に一線を画するという考え方をとりました。

▼3. 実務運用上の簡便性という観点

答申にあるように、商標に関しては、JPRS において無料で比較的容易にデータベース検索が可能であり、それにより優先登録の権利に関するチェックを行うことが可能です。

商号に関しては、答申にあるように、有料の商号データベースを受益者負担で検索すると料金構造が複雑になり、また商号登録有無の確認作業を紙ベースで行うと業務が煩雑になります。いずれにしても、商号の優先登録の権利に関するチェックにより申請者、指定事業者の双方にとってサービスの迅速性や簡便性が失われ、都道府県型 JP ドメイン名が利用されにくいサービスとなると考えます。

従って、優先登録制度の対象を商標に絞りました。

▼4. 登録商標権者や商号を登録している者が有する利益の内容・程度という観点

答申にあるように、

I 優先登録制度の対象を登録商標権者に限定することの合理性

II 優先登録制度の対象を登録商標権者に限定することによって失われる利益の両側面があることは、JPRS としても答申書で指摘されている通りと考えます。

本観点のみで I、II の長所短所を軸に優先登録制度の対象を決めることは困難であるため、他の観点も含めて総合的に判断し、商標のみを優先登録制度の対象とすることとしました。

▼5. 結論

上記記述内容を整理すると、次のようになります。

- ・ 優先登録は、悪意の有無に関わらず一定期間他者を排除して事前に登録できるという強い権利を与えるものであるため、過剰な優先制度とならないよう慎重な配慮が必要
- ・ シンプルで使いやすいサービスでないと、迅速なサービスができないとともに、申請者、指定事業者に負担がかかる
- ・ 優先登録の対象とならずサイバースクワッティングされた場合、事後ではあるが、JP-DRP にて解決可能

という点を総合的に考えて、都道府県型 JP ドメイン名の優先登録制度においては、対象を商標に絞ることとしました。

以上